

港区内の 特別養護老人ホーム 申込について



申込

対象者

申込時に要介護度3から5と認定された方で、常時介護が必要な方です。

※[特例入所]ただし、やむを得ない理由があれば、要介護1・2の方も申込むことができます。やむを得ない理由の詳細は、港区ホームページをご覧ください。

申込期間

	申込期間 (申込内容変更期限)	結果通知	入所順位の有効期間
前期	8月1日～1月31日 (2月末日)	3月末	4月1日～9月30日
後期	2月1日～7月31日 (8月末日)	9月末	10月1日～3月31日

申込場所

- 港区内の高齢者相談センター(地域包括支援センター)
- 港区内の特別養護老人ホーム
- 高齢者支援課(港区役所2階)
- 港区ホームページ(オンライン申請)



港区ホームページ QRコード

申込方法

申込方法は、原則来所もしくはオンラインによる申請です。

(やむを得ず郵送する場合は、事前にご相談ください。)

※同時に複数の特別養護老人ホームに申し込むことができます。

※本人の署名でない場合は、押印が必要です。



オンライン申請 QRコード

提出書類

- 港区特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書(第1号様式)

※特例入所を希望する方は、「要介護1及び2の名簿登録対象者該当・非該当実態調査」も提出してください。

※介護保険被保険者証の発行が港区以外の方は、有効な認定期間のわかる介護保険被保険者証の写しの提出が必要です。

入所判定

入所順位名簿の作成

書類審査を行い、港区特別養護老人ホーム入所基準に基づき、入所検討委員会で入所順位を決定します。なお、入所順位については、港区民を優先いたします。

入所者の決定

入所判定の結果通知は、申込者(申込書の「記入者連絡先」)全員へ郵送します。

入所

施設から申込者へ入所順位名簿に従って声掛けをし、入所事前調査(医療行為・行動障害等)をします。

- 複数の施設を選択された場合、最初に連絡のあった施設への入所手続きを進めます。(自己都合により辞退された場合は、辞退届を提出していただき名簿登録から削除となります。)
- ご案内の順番は、性別や希望施設の選択によって、前後することもあります。
- 入所順位名簿に登録された場合でも、医療が必要な方(胃ろう等)、著しい行動障害がある方(他の方への暴力行為等)は入所が難しい場合があります。
- 円滑な手続きができるように事前の準備をお願いします。(契約に際し本人以外の身元引受人(代理人)が必要となります。)

その他

- 申込後に、入所希望施設や介護者、住まいの状況など申込内容に変更が生じた場合は、前期分(7月31日申込期限)は8月末日まで、後期分(1月31日申込期限)は2月末日までに、「港区特別養護老人ホーム入所申込書兼調査書」の【変更】欄にチェックを入れ、入所希望者欄・申込者欄・変更箇所欄を記入して再提出してください。
- ご家族間での相談の結果、また状態の変化などにより特別養護老人ホームへの入所の申込を辞退される場合は、高齢者支援課までご連絡ください。
- 市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、居住期間への合算がありますので申し出ください。
- 入所の声掛けは、希望する施設や性別によって異なりますが、入所順位の有効期間6カ月の間に、上位250位くらいの方まで声が掛かる傾向があります。

問合せ

港区保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係
電話 03(3578)2111 内線2420～2424、2412、2448